

株主各位

(証券コード 7974)
平成19年6月6日

京都市南区上鳥羽鉢立町11番地1

任天堂株式会社

取締役社長 岩田 聰

第67期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察申しあげます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年6月28日（木曜日）午前10時

2. 場 所 京都市南区上鳥羽鉢立町11番地1 当社本店7階会議室

3. 目的事項

報告事項

1. 第67期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第67期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款変更の件

第3号議案 取締役13名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 会計監査人選任の件

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

【書面による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

インターネットによる議決権の行使に際しましては、43頁記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

書面による議決権の行使と電磁的方法による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権の行使を有効なものといたします。また、電磁的方法により複数回、議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものといたします。

以 上

-
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(<http://www.nintendo.co.jp/ir/index.html>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

事 業 報 告

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における内外の経済状況を見ますと、わが国では、原油価格の動向や金利上昇の影響が懸念されつつも、企業の好調な業績による設備投資の増加に加え、雇用情勢の改善が進み、個人消費は底堅く推移するなど、回復基調で推移いたしました。米国では、個人消費や設備投資に支えられた成長は緩やかに鈍化し始めたものの堅調に推移し、また、欧州でも、企業の景況感は緩やかな回復基調を持続いたしました。

ゲーム業界におきましては、携帯型ゲーム機市場の活性化によって長年続いていた市場の縮小に歯止めがかかり、新しい据置型ゲーム機が出揃うことで市場の再拡大への期待が高まりつつありました。

このような状況の中で当社グループは、前期に引き続き「ゲーム人口の拡大」を基本戦略とし、携帯型ゲーム機「ニンテンドーDS」におきましては、ゲームの定義を広げるソフト群「Touch! Generations」シリーズを継続して投入することで、従来はゲームへの関与度が低いとされていた女性層や熟年層を開拓し、ユーザー層の拡大を実現いたしました。さらに、据置型ゲーム機におきましても、昨年末に新しいゲーム機「Wi-Fi」を発売し、Wi-Fiリモコンによる直感的な操作とこれまでにない新しいプレイスタイルが、ゲームに親しんできた人のみならず、ゲームに興味のなかった方々からも関心を集め、順調に普及が進みました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,665億3千4百万円（前連結会計年度5,092億4千9百万円）、経常利益は2,888億3千9百万円（同1,607億5千9百万円）、当期純利益は1,742億9千万円（同983億7千8百万円）となりました。

売上を部門別に見ますと、レジャー機器部門におきまして、携帯型ゲーム機関連では、「ニンテンドーDS Lite」が国内で昨年3月の発売以降大変好調な売れ行きを持続し、海外においても昨年6月に販売を開始して順調に売上を伸ばした結果、「ニンテンドーDS」ハードウェアの当連結会計年度の全世界販売台数は2,300万台を超える、累計販売台数は4,000万台に達しました。対応ソフトウェアにおいても、横スクロールで分かりやすいゲーム性と簡単な操作方法が特徴の「New スーパーマリオブラザーズ」が全世界で950万本の販売となったほか、国内で人気を博した「脳を鍛える大人のDSトレーニング」を海外でも発売し、脳の活性化ゲームという新ジャンルが受け入れられて、当連結会計年度の全世界販売数は国内のシリーズ2作目も含めて808万本、累計販売本数では1,200万本となりました。また、「ニンテンドッグス」は、当連結会計年度においても特に海外で売上を伸ばし、全世界販売数695万本、累計販売本数は1,360万本となり、さらに、ポケモンシリーズ最新作の「ポケットモンスター ダイヤモンド／パール」を昨年9月に国内で発売し、海外未発売ながらも521万本を販売いたしました。このように、新作タイトルのほか、発売後も安定的に長く売れ続けるタイトルが増え、当連結会計年度のソフトウェアの売上は大きく増加いたしました。

据置型ゲーム機関連では、「W i i」の販売台数が発売後5か月間で584万台に達するなど好調な滑り出しとなり、対応ソフトウェアでは、W i iリモコンを使った剣や弓矢の操作で臨場感あふれる世界を体感できる「ゼルダの伝説 トワイライトプリンセス」や、実際のスポーツと同じ感覚で体を動かしてプレイできる5つのスポーツゲームが入った「W i iスポーツ」などが好評を博しました。これらにより、レジャー機器部門の売上高は9,643億7千9百万円（前連結会計年度5,070億7千2百万円）、その他（トランプ・かるた他）部門の売上高は21億5千4百万円（同21億7千6百万円）となりました。

(2) 資金調達および設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、グループ各社とも増資等の外部からの資金調達はございません。また、レジャー機器部門を中心に全体で112億3千2百万円の設備投資を実施いたしました。そのうち主なものは、研究開発および生産設備でございます。

(3) 対処すべき課題

ゲーム産業は、日本発で世界に通用する数少ないエンターテインメント分野として成長を遂げてまいりましたが、ここ数年、従来の成功法則であった「ゲームの豪華さと複雑さを追求する路線」に限界が見え始め、従来路線の延長では開発費の高騰が避けられず、市場の拡大も難しいことが、業界全体の共通認識となる中、「ニンテンドーDS」と「W i i」の双方が好調に推移したことで、市場全体も拡大し、ゲーム業界は新たな成長軌道に入りつつあります。

このような状況の下、当社グループは、次期においても「ゲーム人口の拡大」へのチャレンジを継続し、多彩なゲームソフトを開拓するだけでなく、「Touch! Generations」シリーズで実現したような、ゲームの定義を広げて生活の中に浸透する新しい娛樂の提案のさらなる発展を図ってまいります。「ニンテンドーDS」では、「所有者の生活を豊かにするマシン」となることで、「一家に一台」から「一人一台」への流れを加速させることを目指します。また、「W i i」では、パッケージソフトを充実させるだけでなく、似顔絵を作ったり、天気予報、ニュース、インターネットなどを楽しむ機能を搭載した「チャンネル」と呼ぶ仕組みをさらに充実させることにより、家族全員にとって関係のある存在になり、毎日電源を入れていただく「W i iのある新しい生活」を提案し、リビングルームにおけるコミュニケーションを促進することで、「取り巻く人々を笑顔にするマシン」となることを目指します。

これらの取り組みのもと、引き続き社業の発展に邁進する所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第64期 平成16年3月期	第65期 平成17年3月期	第66期 平成18年3月期	第67期 平成19年3月期 (当連結会計年度)
売上高	514,805	515,292	509,249	966,534
営業利益	107,683	111,522	90,349	226,024
経常利益	50,140	145,292	160,759	288,839
当期純利益	33,194	87,416	98,378	174,290
1株当たり当期純利益	246円93銭	662円96銭	762円28銭	1,362円61銭
総資産	1,010,031	1,132,492	1,160,703	1,575,597
純資産	890,247	921,466	974,091	1,102,018
自己資本比率	88.1%	81.4%	83.9%	69.9%
1株当たり純資産額	6,658円05銭	7,082円68銭	7,613円79銭	8,614円97銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Nintendo of America Inc.	110百万米ドル	100%	レジヤー機器の販売等
Nintendo of Europe GmbH	30百万ユーロ	100%	レジヤー機器の販売

(6) 主要な事業内容

当社グループは、主にレジヤー機器の開発、製造および販売を行っております。部門別に大別した主要な製品は次のとおりであります。

レジヤー機器部門

ゲームボーイアドバンス、ニンテンドーD S

ニンテンドー ゲームキューブ、Wii

その他部門

トランプ・かるた他

(7) 主要な営業所および工場

営業所

当社

本社（京都）、東京支店、大阪支店、名古屋営業所、岡山営業所、札幌営業所

子会社

Nintendo of America Inc. (アメリカ)、Nintendo of Europe GmbH (ドイツ)、

Nintendo France S.A.R.L. (フランス)、Nintendo Benelux B.V. (オランダ)、

Nintendo Australia Pty.Ltd. (オーストラリア)、韓国任天堂株 (韓国)

工場

当社

宇治工場（京都）、宇治大久保工場（京都）

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,373名	223名増

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 400,000,000株

(2) 発行済株式の総数 141,669,000株

(3) 株主数 32,371名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数 百株
山 内 博	141,650
(株) 京 都 銀 行	63,873
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	56,399
野村信託銀行㈱ (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口)	47,647
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (信託口)	42,587
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン	39,167
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	38,118
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (りそな信託銀行再信託分・㈱りそな銀行退職給付信託口)	35,000
ザ チェース マンハッタン バンク 385036	31,748
メロン バンク トリーティー クライアント オムニバス	30,845

- (注) 1. 当社は自己株式137,659百株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 野村信託銀行㈱ (退職給付信託三菱東京UFJ銀行口) の株式については、委託者である㈱三菱東京UFJ銀行が議決権について指図権を留保しております。なお、㈱三菱東京UFJ銀行名義の株式は16,226百株あります。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱ (りそな信託銀行再信託分・㈱りそな銀行退職給付信託口) の株式については、委託者である㈱りそな銀行が議決権について指図権を留保しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等および 重要な兼職の状況等
取締役社長 (代表取締役)	岩田 聰		
専務取締役 (代表取締役)	森 仁洋	経営統括本部長	
専務取締役 (代表取締役)	波多野 信治	営業本部長	
専務取締役 (代表取締役)	竹田 玄洋	総合開発本部長	
専務取締役 (代表取締役)	宮本 茂	情報開発本部長	
専務取締役 (代表取締役)	永井 信夫	開発技術本部長	
常務取締役	松本 匡治	管理本部長兼 財務部	
常務取締役	鈴木 英一	海外本部長兼 新事業推進室担当	
取締役	河原 和雄	営業本部東京支店長兼 東京支店管理部長	
取締役	君島 達己		Nintendo of America Inc. 取締役会長(CEO)
取締役	太田 孝雄	製造本部長	
取締役	竹村 薫	人事本部長兼 人事部	
取締役	吉田 康二	総務本部長兼 総務部	
常勤監査役	中路 一郎		
常勤監査役	植田 実		
監査役	北野 與志朗		公認会計士
監査役	山田 勝夫		税理士 四条会計税理士法人代表社員 弁護士・弁理士 東京工業大学大学院客員教授 専修大学法科大学院客員教授
監査役	水谷 直樹		

- (注) 1. 監査役 北野與志朗氏、山田勝夫氏および水谷直樹氏は、社外監査役であります。
2. 平成18年6月29日開催の第66期定時株主総会において、新たに吉田康二氏が取締役に選任され就任いたしました。
3. 監査役 植田実氏は、長年にわたり当社経理部等で経理業務の経験を重ねており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 北野與志朗氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 山田勝夫氏は、税理士として企業税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 13名 683百万円

監査役 5名 76百万円 (うち社外 3名 17百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第66期定時株主総会において、年額800百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第66期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）は含まれておりません。
4. 取締役の報酬等の額には、当連結会計年度に係る業績連動給与（役員賞与）300百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	他の株式会社の社外役員の兼任状況	主な活動状況
監査役	北野 與志朗	日本電産(株)社外監査役 岩井証券(株)社外監査役	当期開催の取締役会12回のうち11回に、また、監査役会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	山田 勝夫		当期開催の取締役会12回すべてに、また、監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	水谷 直樹		当期開催の取締役会12回のうち10回に、また、監査役会14回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に弁護士・弁理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

山口監査法人 (一時会計監査人)

みすず監査法人 (一時会計監査人)

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付で「みすず監査法人」に法人名を変更）は、金融庁から平成18年5月10日付で平成18年7月1日から同年8月31日まで2か月間の業務停止処分を受けたため、当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避するため、会社法第346条第4項および第6項に従い平成18年7月12日開催の監査役会の決議をもって、一時会計監査人として山口監査法人を選任いたしました。また、監査業務の万全を期し監査の継続性を確保するためには、従前当社の会計監査人を務めていたみすず監査法人が、山口監査法人とともに当社の会計監査を行うことが必要であると考え、平成18年9月4日開催の監査役会の決議をもって、みすず監査法人を一時会計監査人に追加選任いたしました。したがって、現在、当社の会計監査は、山口監査法人との共同監査体制となっております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

山口監査法人 1百万円

みすず監査法人 46百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

山口監査法人 1百万円

みすず監査法人 49百万円

(注) 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に掲げられている事由およびこれに準ずる事由等に該当すると認められ、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議題とすることを、取締役会に請求いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス・プログラムを定めるとともに、コンプライアンス委員会を設置して「コンプライアンス・マニュアル」の策定その他コンプライアンスの推進施策を実施しています。
- ・不正行為の早期の発見および是正を図るため、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を設置しています。
- ・監査役による定期的な監査のほか、内部監査室により各部門の内部統制が適切かつ有効に運営されているかを定期的に監査し、財務諸表等の作成においては財務報告の信頼性を確保するため財務報告プロセスが適切に機能しているか評価しています。

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、取締役会、経営会議その他重要な会議に関する議事録および稟議書等の文書（電磁的記録を含む。）として記録し、社内規程に基づき各別に適切な年限を定めて保存および管理する体制としています。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各部門がそれぞれ所管する業務に付随するリスクを管理することを基本とし、内部監査室が各部門のリスク管理体制を検証し、改善等の施策の提案・助言を行う体制としています。さらに、コンプライアンス委員会の下で、各部門におけるコンプライアンスの徹底を推進する体制としています。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月1回開催の取締役会のほか、代表取締役全員で構成される経営会議を原則として毎月3回開催して迅速かつ効率的な意思決定を行う体制としています。
- ・社内規程により職務分掌および責任権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを確保する体制を取っています。

企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社における業務の適正の確保を推進するため、国内の子会社各社は、当社担当部門の協力の下、内部統制の強化を推進しています。また、海外の子会社各社では各地域における法制等の実情に従ってコンプライアンス・マニュアルを策定し、さらに重要な海外子会社では内部監査部門を設置して業務の適正の確保に取り組んでいます。
- ・当社グループ全体での業務の適正の確保を推進するため、海外子会社の重要な業務については、社内規程に基づき当社の事前承認または事前協議を要することとしています。また、当社の監査役および会計監査人による監査に加えて、内部監査室が監査を行い、内部統制強化に関する指導または協力を行うことにより、業務の適正の確保を図っています。
- ・社長および主要な海外子会社のトップマネジメント等により構成するグローバル・コンプライアンス・コンファレンスの下で、各社のコンプライアンス責任者による定期的な会議を行い、当社グループ全体のコンプライアンス強化・推進を図る体制としています。

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役の業務の支援、補助を目的とする専任組織（監査役室）を設置し、監査役の同意のもと選任され、専ら監査役の指示のもと監査に関する業務を処理する使用人を置いています。
- ・社長は、監査役と定期的な会議を行うほか、適時に監査役に対して法定事項を報告するようにしています。また、内部監査室が実施する内部監査の報告書を監査役に提出する等により報告する体制を取っています。
- ・監査役は、取締役会に出席するほか、重要な委員会の活動に参加しています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の取締役会は、当社が公開会社としてその株式の自由な売買が認められている以上、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われた場合にそれに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付けや買収提案の中には、その目的等から見て対象企業の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのあるものの存在も否定できないところであり、そのような買付けや買収提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、当社においては、株式の買付けや買収提案が行われた場合の具体的な取組みはあらかじめ定めてはおりませんが、このような場合に備えた体制については既に整備しております。また、株主の皆様に対して善管注意義務を負う経営者の当然の責務として、株式の買付けや買収提案に際しては、慎重に当社の企業価値・株主共同の利益への影響を判断し、適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家も起用して株式の買付けや買収提案の評価および買付者や買収提案者との交渉を行うほか、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうと判断される株式の買付けや買収提案に対しては、具体的な対抗措置の要否および内容を決定し、実行する体制を整えます。

なお、いわゆる「買収防衛策」の導入につきましては、買収行為に係る法制度や判例、関係当局の見解等を踏まえ、今後も検討を継続してまいります。

~~~~~  
本事業報告中に記載の金額、株数につきましては表示単位未満を切り捨て、比率その他につきましては表示単位未満を四捨五入しております。

# 連 結 計 算 書 類

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

## 連 結 貸 借 対 照 表

(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)    |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産      | 1,394,673 | 流動負債         | 468,436   |
| 現金及び預金    | 962,197   | 支払手形及び買掛金    | 301,080   |
| 受取手形及び売掛金 | 89,666    | 未払法人税等       | 90,013    |
| 有価証券      | 115,971   | 賞与引当金        | 1,779     |
| たな卸資産     | 88,609    | その他の         | 75,563    |
| 繰延税金資産    | 35,631    |              |           |
| その他の      | 104,483   | 固定負債         | 5,142     |
| 貸倒引当金     | 1,886     | 長期未払金        | 698       |
|           |           | 退職給付引当金      | 4,443     |
| 固定資産      | 180,924   | 負債合計         | 473,578   |
| 有形固定資産    | 57,600    | (純資産の部)      |           |
| 建物及び構築物   | 18,022    | 株主資本         | 1,086,549 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,134     | 資本金          | 10,065    |
| 工具器具備品    | 5,629     | 資本剰余金        | 11,586    |
| 土地        | 32,595    | 利益剰余金        | 1,220,293 |
| 建設仮勘定     | 217       | 自己株式         | 155,396   |
| 無形固定資産    | 505       |              |           |
| ソフトウェア他   | 505       | 評価・換算差額等     | 15,331    |
| 投資その他の資産  | 122,818   | その他有価証券評価差額金 | 8,898     |
| 投資有価証券    | 92,412    | 為替換算調整勘定     | 6,432     |
| 繰延税金資産    | 14,414    |              |           |
| その他の      | 16,001    | 少数株主持分       | 138       |
| 貸倒引当金     | 10        | 純資産合計        | 1,102,018 |
| 資産合計      | 1,575,597 | 負債純資産合計      | 1,575,597 |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額     |
|-------------------------|---------|
| 売 上 高                   | 966,534 |
| 売 上 原 価                 | 568,722 |
| 売 上 総 利 益               | 397,812 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 171,787 |
| 營 業 利 益                 | 226,024 |
| 營 業 外 収 益               |         |
| 受 取 利 息                 | 33,987  |
| 為 替 差 益                 | 25,741  |
| そ の 他                   | 4,101   |
| 營 業 外 費 用               | 63,830  |
| 賣 上 割 引                 | 919     |
| そ の 他                   | 95      |
| 經 常 利 益                 | 1,015   |
| 特 別 利 益                 | 288,839 |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 338     |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 252     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 891     |
| 特 別 損 失                 | 1,482   |
| 固 定 資 產 処 分 損           | 384     |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 335     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益   | 720     |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 289,601 |
| 過 年 度 法 人 税 等           | 126,764 |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 2,379   |
| 少 数 株 主 利 益             | 13,796  |
| 当 期 純 利 益               | 115,348 |
|                         | 37      |
|                         | 174,290 |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |        |           |         |           |
|---------------------------|---------|--------|-----------|---------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金  | 利益剰余金     | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 平成18年3月31日残高              | 10,065  | 11,585 | 1,096,073 | 155,112 | 962,611   |
| 連結会計年度中の変動額               |         |        |           |         |           |
| 剩 余 金 の 配 当               |         |        | 40,932    |         | 40,932    |
| 剩 余 金 の 配 当               |         |        | 8,953     |         | 8,953     |
| 役 員 賞 与                   |         |        | 185       |         | 185       |
| 当 期 純 利 益                 |         |        | 174,290   |         | 174,290   |
| 自 己 株 式 の 取 得             |         |        |           | 284     | 284       |
| 自 己 株 式 の 処 分             |         | 1      |           | 1       | 2         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |        |           |         |           |
| 連結会計年度中の変動額合計             |         | 1      | 124,219   | 283     | 123,937   |
| 平成19年3月31日残高              | 10,065  | 11,586 | 1,220,293 | 155,396 | 1,086,549 |

|                           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                    |                        | 少 数 株 主 持 分 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------|----------------------------|--------------------|------------------------|-------------|-----------|
|                           | そ の 他 有 備 証 券<br>評 価 差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |             |           |
| 平成18年3月31日残高              | 10,717                     | 762                | 11,479                 | 176         | 974,267   |
| 連結会計年度中の変動額               |                            |                    |                        |             |           |
| 剩 余 金 の 配 当               |                            |                    |                        |             | 40,932    |
| 剩 余 金 の 配 当               |                            |                    |                        |             | 8,953     |
| 役 員 賞 与                   |                            |                    |                        |             | 185       |
| 当 期 純 利 益                 |                            |                    |                        |             | 174,290   |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                            |                    |                        |             | 284       |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                            |                    |                        |             | 2         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 1,819                      | 5,670              | 3,851                  | 37          | 3,814     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,819                      | 5,670              | 3,851                  | 37          | 127,751   |
| 平成19年3月31日残高              | 8,898                      | 6,432              | 15,331                 | 138         | 1,102,018 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

# 連 結 注 記 表

## 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

20社

主要な連結子会社の名称

Nintendo of America Inc.

非連結子会社の名称

Nintendo of Europe GmbH

連結の範囲から除いた理由

福栄㈱

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

連結の範囲の変更

新たに出資したことから、当連結会計年度より韓国任天堂㈱を連結の範囲に含めております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数

7社

主要な持分法適用の関連会社の名称

㈱ポケモン

持分法を適用しない非連結子会社の名称

福栄㈱

持分法を適用しない関連会社の名称

㈱エイプ

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

持分法の適用の手続について特に示す  
必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社につきましては、各社の事業年度に係る計算書類または仮決算に基づく計算書類を使用しております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法

時価のあるもの

（評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(口) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社につきましては、定率法を採用しておりますが、一部の工具器具備品につきましては、経済的陳腐化に応じた耐用年数に基づいて償却しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法を採用しております。在外連結子会社につきましては、経済的見積耐用年数による定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～60年

無形固定資産

当社及び連結子会社ともに定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいて償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社では、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社では、個別に債権の回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社では、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

退職給付引当金

当社及び一部連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異につきましては、主として発生年度に一括処理しております。

なお、当連結会計年度におきまして、当社では、年金資産が退職給付債務を上回っているため、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法を採用しております。

5. 会計方針の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準第4号 平成17年11月29日）を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度に役員賞与として費用処理した金額は、確定債務として流動負債の「その他」に計上しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,101,880百万円であります。

6. 当連結会計年度より、「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて、連結計算書類を作成しております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 43,265百万円
2. 流動資産の「その他」には現先取引の残高を含んでおります。その担保として受け入れている有価証券の期末時価は21,359百万円であります。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数 普通株式 141,669,000株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 平成18年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 40,932      | 320         | 平成18年3月31日 | 平成18年6月30日 |
| 平成18年10月26日<br>取締役会  | 普通株式  | 8,953       | 70          | 平成18年9月30日 | 平成18年12月1日 |
| 計                    |       | 49,886      |             |            |            |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成19年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案いたします。

配当金の総額 79,299百万円

1株当たり配当額 620円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- |            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 8,614円97銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,362円61銭 |

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成19年 5月11日

任天堂株式会社

取締役会 御中

### みすず監査法人

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松永 幸廣 | 印 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 真吾 | 印 |

### 山口監査法人

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹田 義廣 | 印 |
|----------------|-------|-------|---|

私どもは、会社法第444条第4項の規定に基づき、任天堂株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていた。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、任天堂株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

## 貸借対照表

(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 科 目                   | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
|-----------------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部)                |           | (負債の部)       |           |
| 流動資産                  | 1,180,869 | 流动負債         | 418,510   |
| 現金及び預金                | 796,140   | 支払手形         | 8,919     |
| 受取手形                  | 1,517     | 買掛金          | 287,029   |
| 売掛金                   | 192,654   | 未払金          | 21,837    |
| 有価証券                  | 55,990    | 未法人税等        | 78,294    |
| 製品及び商品                | 14,256    | 前受金          | 4,591     |
| 原材料                   | 5,146     | 貰与引当金        | 1,779     |
| 仕掛け品                  | 267       | その他の         | 16,058    |
| 貯蔵品                   | 563       | 固定負債         | 680       |
| 繰延税金資産                | 22,002    | 長期未払金        | 680       |
| その他の                  | 92,331    |              |           |
| 貸倒引当金                 | 2         |              |           |
| 固定資産                  | 185,398   | 負債合計         | 419,191   |
| 有形固定資産                | 41,341    | (純資産の部)      |           |
| 建物                    | 12,631    | 株主資本         | 938,181   |
| 構築物                   | 283       | 資本金          | 10,065    |
| 機械及び装置                | 271       | 資本剰余金        | 11,586    |
| 車両運搬器具                | 39        | 資本準備金        | 11,584    |
| 工具器具備地                | 3,037     | その他資本剰余金     | 2         |
| 土                     | 25,077    | 利益剰余金        | 1,071,925 |
| 無形固定資産                | 337       | 利益準備金        | 2,516     |
| ソフトウェア                | 286       | その他利益剰余金     | 1,069,408 |
| その他の                  | 51        | 固定資産圧縮積立金    | 40        |
| 投資その他の資産              | 143,719   | 別途積立金        | 860,000   |
| 投資有価証券                | 84,992    | 繰越利益剰余金      | 209,368   |
| 関係会社株式                | 22,185    | 自己株式         | 155,396   |
| 関係会社出資金               | 10,419    | 評価・換算差額等     | 8,895     |
| 破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権 | 10        | その他有価証券評価差額金 | 8,895     |
| 繰延税金資産                | 10,434    | 純資産合計        | 947,076   |
| その他の                  | 15,687    |              |           |
| 貸倒引当金                 | 10        |              |           |
| 資産合計                  | 1,366,267 | 負債純資産合計      | 1,366,267 |

## 損 益 計 算 書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高                 | 898,639 |
| 売 上 原 価               | 596,507 |
| 売 上 総 利 益             | 302,132 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 89,843  |
| 營 業 利 益               | 212,288 |
| 營 業 外 収 益             |         |
| 受 取 利 息               | 24,055  |
| 受 取 配 当 金             | 543     |
| 為 替 差 益               | 23,131  |
| そ の 他                 | 4,692   |
|                       | 52,423  |
| 營 業 外 費 用             |         |
| 賣 上 割 引               | 1,233   |
| そ の 他                 | 75      |
|                       | 1,308   |
| 經 常 利 益               | 263,403 |
| 特 別 利 益               |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 2,912   |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 252     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 891     |
|                       | 4,056   |
| 特 別 損 失               |         |
| 固 定 資 産 処 分 損         | 51      |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 335     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 1,679   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 2,067   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 265,392 |
| 過 年 度 法 人 税 等         | 112,221 |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 17,798  |
| 当 期 純 利 益             | 7,371   |
|                       | 122,648 |
|                       | 142,743 |

## 株主資本等変動計算書

(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 資本金                     | 株主資本          |                      |                |             |             |                               |                       |                                 |                       |
|-------------------------|---------------|----------------------|----------------|-------------|-------------|-------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|
|                         | 資本剰余金         |                      |                |             | 利益剰余金       |                               |                       |                                 |                       |
|                         | 資本<br>準備<br>金 | その他<br>資本<br>剰余<br>金 | 資本<br>剰余<br>合計 | 利<br>益<br>金 | 利<br>益<br>金 | 固定資産<br>圧<br>縮<br>積<br>立<br>金 | 別<br>途<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 利<br>益<br>金<br>合<br>計 |
| 平成18年3月31日残高            | 10,065        | 11,584               | 0              | 11,585      | 2,516       | 44                            | 810,000               | 166,686                         | 979,247               |
| 事業年度中の変動額               |               |                      |                |             |             | 2                             |                       | 2                               |                       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |               |                      |                |             |             | 2                             |                       | 2                               |                       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |               |                      |                |             |             | 2                             |                       | 2                               |                       |
| 剰余金の配当                  |               |                      |                |             |             |                               |                       | 40,932                          | 40,932                |
| 剰余金の配当                  |               |                      |                |             |             |                               |                       | 8,953                           | 8,953                 |
| 役員賞与                    |               |                      |                |             |             |                               |                       | 180                             | 180                   |
| 別途積立金の積立                |               |                      |                |             |             |                               | 50,000                | 50,000                          |                       |
| 当期純利益                   |               |                      |                |             |             |                               |                       | 142,743                         | 142,743               |
| 自己株式の取得                 |               |                      |                |             |             |                               |                       |                                 |                       |
| 自己株式の処分                 |               |                      | 1              | 1           |             |                               |                       |                                 |                       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |               |                      |                |             |             |                               |                       |                                 |                       |
| 事業年度中の変動額合計             |               |                      | 1              | 1           |             | 4                             | 50,000                | 42,681                          | 92,677                |
| 平成19年3月31日残高            | 10,065        | 11,584               | 2              | 11,586      | 2,516       | 40                            | 860,000               | 209,368                         | 1,071,925             |

|                         | 株主資本    |         |                  | 評価・換算差額等       |  | 純資産合計   |
|-------------------------|---------|---------|------------------|----------------|--|---------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計  | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |  |         |
| 平成18年3月31日残高            | 155,112 | 845,785 | 10,716           | 10,716         |  | 856,501 |
| 事業年度中の変動額               |         |         |                  |                |  |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |         |                  |                |  |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |         |         |                  |                |  |         |
| 剰余金の配当                  |         | 40,932  |                  |                |  | 40,932  |
| 剰余金の配当                  |         | 8,953   |                  |                |  | 8,953   |
| 役員賞与                    |         | 180     |                  |                |  | 180     |
| 別途積立金の積立                |         |         |                  |                |  |         |
| 当期純利益                   |         | 142,743 |                  |                |  | 142,743 |
| 自己株式の取得                 | 284     | 284     |                  |                |  | 284     |
| 自己株式の処分                 | 1       | 2       |                  |                |  | 2       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |         |         | 1,821            | 1,821          |  | 1,821   |
| 事業年度中の変動額合計             | 283     | 92,395  | 1,821            | 1,821          |  | 90,574  |
| 平成19年3月31日残高            | 155,396 | 938,181 | 8,895            | 8,895          |  | 947,076 |

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

## 個 別 注 記 表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

|               |                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------|
| 満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）                                                       |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法                                                      |
| その他有価証券       |                                                                  |
| 時価のあるもの       | 決算日の市場価格等に基づく時価法<br>(評価差額は部分純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) |

時価のないもの

##### (2) デリバティブ

##### (3) たな卸資産

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

##### 定率法

(一部の工具器具備品につきましては、経済的陳腐化に応じた耐用年数に基づいて償却しております。  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）につきましては、定額法を採用しております。  
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

##### (2) 無形固定資産

##### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につきましては、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異につきましては、発生年度に一括処理しております。

なお、当事業年度におきましては、年金資産が退職給付債務を上回っているため、前払年金費用として投資その他の資産の「その他」に計上しております。

#### 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 6. 会計方針の変更

### (1) 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、当事業年度に役員賞与として費用処理した金額は、確定債務として流動負債の「未払金」に計上しております。

### (2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

これまでの資本の部の合計に相当する金額は、947,076百万円であります。

## 7. 当事業年度より、「会社計算規則」(平成18年2月7日 法務省令第13号)に基づいて、計算書類を作成しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

|                                                                        |            |
|------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                      | 25,994百万円  |
| 2. 保証債務                                                                |            |
| 不動産賃借料支払保証                                                             |            |
| NES Merchandising, Inc.                                                | 3,091百万円   |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                                                  |            |
| 短期金銭債権                                                                 | 182,759百万円 |
| 短期金銭債務                                                                 | 3,060百万円   |
| 4. 流動資産の「その他」には現先取引の残高を含んであります。その担保として受け入れている有価証券の期末時価は21,359百万円であります。 |            |

### 【損益計算書に関する注記】

|                                            |            |
|--------------------------------------------|------------|
| 1. 関係会社との取引高                               |            |
| 売上高                                        | 570,708百万円 |
| その他営業取引による取引高                              | 14,762百万円  |
| 営業取引以外の取引高                                 | 1,170百万円   |
| 2. 過年度法人税等                                 |            |
| 当社と海外子会社との間の取引に係る移転価格税制に基づく修正申告によるものであります。 |            |

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 当事業年度末における自己株式の数 | 普通株式 13,765,987株 |
|------------------|------------------|

### 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因是、研究開発費、未払事業税等であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、その他有価証券評価差額であります。

### 【リースにより使用する固定資産に関する注記】

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称                   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係    | 取引の内容            | 取引金額    | 科目  | 期末残高   |
|-----|--------------------------|--------------------|------------------|------------------|---------|-----|--------|
| 子会社 | Nintendo of America Inc. | 所有<br>直接100%       | 当社製品の販売<br>役員の兼任 | 当社製品の販売<br>( 1 ) | 310,654 | 売掛金 | 91,534 |
| 子会社 | Nintendo of Europe GmbH  | 所有<br>直接100%       | 当社製品の販売          | 当社製品の販売<br>( 1 ) | 240,442 | 売掛金 | 82,127 |

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 属性                                | 会社等の名称        | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                                   | 取引金額     | 科目         | 期末残高   |
|-----------------------------------|---------------|--------------------|---------------|-----------------------------------------|----------|------------|--------|
| 主要株主が<br>議決権の<br>過半数を所有<br>している会社 | 株時雨殿<br>( 3 ) | なし                 | 当社製品の販売       | 当社製品の<br>販売<br>( 1 )<br>商標等使用料<br>( 2 ) | 14<br>16 | 売掛金<br>未払金 | 1<br>5 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ( 1 ) 製品の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- ( 2 ) 当該会社所有の商標及び著作物を、当社販売のソフトウェアに使用する対価として支払っており、一般的取引条件と同様に決定しております。
- ( 3 ) 当社の主要株主 山内 博氏が議決権の100%を直接所有しております。

【1株当たり情報に関する注記】

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 7,404円64銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,115円98銭 |

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成19年 5月11日

任天堂株式会社

取締役会 御中

#### みすず監査法人

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 松永 幸廣 | 印 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 真吾 | 印 |

#### 山口監査法人

|                |       |       |   |
|----------------|-------|-------|---|
| 代表社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹田 義廣 | 印 |
|----------------|-------|-------|---|

私どもは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、任天堂株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、一時会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、一時会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、一時会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人みすず監査法人及び山口監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

一時会計監査人みすず監査法人及び山口監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月18日

### 任天堂株式会社 監査役会

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 常勤監査役 | 中路 一郎 | 印 |
| 常勤監査役 | 植田 実  | 印 |
| 監査役   | 北野與志朗 | 印 |
| 監査役   | 山田 勝夫 | 印 |
| 監査役   | 水谷 直樹 | 印 |

- (注) 1. 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人（平成18年9月1日付でみすず監査法人に名称変更）は、金融庁から平成18年5月10日付で平成18年7月1日から同年8月31日まで2か月間の業務停止処分を受けたため、当社の会計監査人としての資格を喪失し退任いたしました。これに伴い、会社法第346条第4項及び第6項の規定に従い同年7月12日開催の監査役会の決議をもって一時会計監査人として山口監査法人を選任し、その後、同年9月4日開催の監査役会の決議をもってみすず監査法人を一時会計監査人に追加選任しました。
2. 監査役北野與志朗、山田勝夫及び水谷直樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、会社の成長に必要な研究開発や設備投資等を内部留保資金でまかなうことを原則とし、将来の経営環境への対応や厳しい競争に勝ち抜くため、財務面での健全性を維持しつつ、株主の皆様への直接的な利益還元については、各期の利益水準を勘案した配当により実施することを基本方針としております。

具体的には、「連結営業利益の33%を配当金総額の基準として発行済株式の総数（期末時点で保有する自己株式数を除く）で除した金額」または「連結配当性向50%を基準とした金額」（いずれも10円未満を切り上げ）の高い方を1株当たりの年間配当金とすることとしております。

当期の期末配当に関する事項につきましては、この基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金620円 総額79,299,868,060円

なお、中間配当金として1株につき70円お支払いしておりますので、当期の年間配当金は、前期に比べ300円増配の1株当たり690円となります。

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月29日

#### 第2号議案 定款変更の件

##### 1. 変更の理由

(1) 当社の事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、インターネットの普及等事業環境の変化に伴う事業内容の多様化に対応するため、事業目的を整備・拡充するものであります。(第2条)

(2) 「会社法」(平成17年法律第86号)ならびに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)および「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の理由により当社定款を変更するものであります。

公告機能および利便性の向上と費用の削減を図るため、公告方法を電子公告に改めるものであります。(第5条)

単元未満株主が行使できる権利に関する規定を新設するものであります。(第10条)

株主の権利行使に係る手続き等についても株式取扱規則で定めることを明確にするため、規定を変更するものであります。(第13条)

株主総会の開催場所を明確にするため、規定を新設するものであります。(第15条第2項)

株主総会参考書類等の一部につき、インターネットを利用する方法で開示提供できるよう規定を新設するものであります。(第17条)

株主総会における議決権の代理行使について、代理人の人数に関する定めを追加して規定するものであります。(第19条第1項)

取締役会の運営をより機動的かつ効率的に行えるよう、書面等による取締役会の決議を可能とする旨の規定を新設するものであります。(第27条第2項)

その他、会社法が施行されたことに伴う必要な変更を行うものであります。

(3) 上記に加え、定款全般にわたり、構成の整理、文言の修正および条数の調整等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 第1章 総 則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(商号)</p> <p>第1条 当会社は任天堂株式会社と称する。<br/>英文ではNintendo Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. トランプ類の製造販売</li> <li>2. 娯楽用具、運動用具、音響機器及び乗物の製造販売</li> <li>3. 事務用機器及び事務用品の製造販売</li> <li>4. 教材、育児用品、家庭用品及び電気用品の製造販売</li> <li>5. 印刷、出版及び紙製品の加工並びに販売</li> <li>6. 合成樹脂、金属及び木製品の加工並びに販売</li> <li>7. <u>通信機械器具、電子応用機械器具及び装置の製造販売</u></li> <li>8. コンピュータシステムを利用した情報ネットワークによる情報処理並びに情報提供業務</li> <li>9. 放送事業</li> <li>10. 放送関連技術、コンピュータの利用技術の開発及び販売</li> <li>11. 不動産の売買、賃貸借、管理及び仲介</li> <li>12. 金融業及び有価証券の売買</li> <li>13. 損害保険代理業及び生命保険募集業</li> <li>14. レストラン、食堂、喫茶店、売店、娯楽場の経営及び投資</li> <li>15. スポーツ、その他の文化事業の企画及び興業</li> <li>16. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付けたもの）の企画、製造並びに販売</li> <li>17. 著作物の利用権、複製権の許諾</li> <li>18. 商標の使用権の許諾</li> <li>19. 前各号に付帯関連する一切の事業</li> </ol> | <p>(商号)</p> <p>第1条 当会社は<u>任天堂株式会社と称し、英文では</u>Nintendo Co., Ltd.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. トランプ類の製造販売</li> <li>2. 娯楽用具、運動用具、音響機器<u>および</u>乗物の製造販売</li> <li>3. 事務用機器<u>および</u>事務用品の製造販売</li> <li>4. 教材、育児用品、家庭用品<u>および</u>電気用品の製造販売</li> <li>5. 印刷、出版<u>および</u>紙製品の加工<u>および</u>販売</li> <li>6. 合成樹脂、金属<u>および</u>木製品の加工<u>および</u>販売</li> <li>7. <u>ゲーム・映像・音楽等のコンテンツの制作および製造販売</u></li> <li>8. <u>前号のコンテンツに係る電子応用機器および装置の開発および製造販売</u></li> <li>9. <u>コンピュータネットワーク等を利用した情報処理および情報提供サービス事業</u></li> <li>10. <u>電気通信事業ならびに通信関連技術の開発および販売</u></li> <li>11. <u>放送事業ならびに放送関連技術の開発および販売</u></li> <li>12. <u>不動産の売買、賃貸借、管理および仲介</u></li> <li>13. <u>金融業および有価証券の売買</u></li> <li>14. <u>損害保険代理業および生命保険募集業</u></li> <li>15. <u>レストラン、食堂、喫茶店、売店および娯楽場の経営および投資</u></li> <li>16. <u>スポーツ、映画およびその他の文化事業の企画および興業</u></li> <li>17. <u>キャラクター商品の企画および製造販売</u></li> <li>18. <u>著作物の利用権、複製権の許諾</u></li> <li>19. <u>商標の使用権の許諾</u></li> <li>20. <u>前各号に付帯関連する一切の事業</u></li> </ol> |

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (本店)<br>第3条 当会社は本店を京都市に置く。                                                                             | (本店の所在地)<br>第3条 当会社は、本店を京都市に置く。                                                                                        |
| (新設)                                                                                                   | (機関)<br>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人                                |
| (公告の方法)<br>第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。                                                                    | (公告方法)<br>第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。                             |
| 第2章 株 式                                                                                                | 第2章 株 式                                                                                                                |
| (発行する株式の総数)<br>第5条 当会社の発行する株式の総数は4億株とする。                                                               | (発行可能株式総数)<br>第6条 当会社の発行可能株式総数は、4億株とする。                                                                                |
| (自己株式の取得)<br>第6条 当会社は、商法第211条ノ3 第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。                               | (自己の株式の取得)<br>第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。                                                  |
| (新設)                                                                                                   | (株券の発行)<br>第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。                                                                                      |
| (1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)<br>第7条 当会社の1単元の株式の数は100株とする。<br>当会社は1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。 | (単元株式数および単元未満株券の不発行)<br>第9条 当会社の単元株式数は、100株とする。<br>2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 |

| 現 行 定 款                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                         | <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p><u>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。</u></p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> |
| (単元未満株式の買増し)                                 | <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となるべき数の株式を売り渡すこと</u>を請求することができる。</p>                                                                                                                                         |
| (株券の種類)                                      | (削除)                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <u>第9条 当会社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u> |                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (名義書換代理人)                                    | <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p>                              |
| (株式取扱規則)                                     | <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第13条 当会社の株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>                                                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (基準日)<br><br>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期の定期株主総会において権利行使することができる株主とする。<br><br>本定款で定めるもののほか、権利行使する者を定める必要がある場合は、取締役会の決議により予め公告し、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利行使することができる株主又は登録質権者とする。 | (基準日)<br><br>第14条 当会社の定期株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。<br>2 本定款で定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。                                                  |
| 第3章 株 主 総 会                                                                                                                                                                                                       | 第3章 株 主 総 会                                                                                                                                                        |
| (招集)<br><br>第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。                                                                                                                                                           | (株主総会の招集)<br><br>第15条 当会社の定期株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。<br>2 当会社の株主総会は、本店の所在地またはその隣接する地において開催する。                                                          |
| (招集者)<br><br>第14条 株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。<br><br>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。                                                                                            | (株主総会の招集権者および議長)<br><br>第16条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。                               |
| (議長)<br><br>第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代る。                                                                                                                             | (第16条に変更移設)                                                                                                                                                        |
| (新設)                                                                                                                                                                                                              | (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br><br>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (決議の方法) <p>第16条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めがある場合を除いては、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> | (株主総会の決議の方法) <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> |
| (議決権の代理行使) <p>第17条 株主は、株主総会において当会社の議決権を有する株主を代理人として議決権行使することができる。</p> <p>この場合には株主又は代理人は代理権を証する書面を総会毎に会社に提出しなければならない。</p>                            | (議決権の代理行使) <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>                                                       |
| (総会の議事録) <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果はこれを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印又は電子署名を行う。</p>                                                               | (株主総会の議事録) <p>第20条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>                                                                                                |
| 第 4 章 取締役及び取締役会                                                                                                                                     | 第 4 章 取締役および取締役会                                                                                                                                                                 |
| (取締役の員数) <p>第19条 当会社に取締役15名以内を置く。</p>                                                                                                               | (取締役の員数) <p>第21条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p>                                                                                                                                          |
| (取締役の選任) <p>第20条 取締役は株主総会においてこれを選任する。</p> <p>取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p>         | (取締役の選任) <p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>                              |
| (取締役の任期) <p>第21条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は現任者の任期満了の時までとする。</p>                                         | (取締役の任期) <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 补欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任者の任期満了の時までとする。</p>                                                      |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (代表取締役等)<br><br>第22条 当会社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選任し、更に役付取締役として取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。<br>取締役社長は代表取締役とし、ほかに取締役会の決議により、役付取締役の中から代表取締役若干名を選任することができる。<br>取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。 | (代表取締役および役付取締役)<br><br>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br>2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定するほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。                     |
| (第23条、第24条から変更移設)                                                                                                                                                                                                      | (取締役会の招集権者および議長)<br><br>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。<br>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。                |
| (取締役会の招集)<br><br>第23条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役にこれを通知する。但し緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。                                                                                                                        | (取締役会の招集通知)<br><br>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 |
| (取締役会の決議)<br><br>第24条 取締役会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。                                                                                                                                      | (取締役会の決議)<br><br>第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<br>2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。                                  |
| (新設)                                                                                                                                                                                                                   | (取締役会議事録)<br><br>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。                                     |

| 現 行 定 款                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                      | <p><u>(取締役会規則)</u><br/> <u>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>                                                                               |
| (取締役の報酬)<br><br><u>第25条 取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会で定める。</u>                                                                       | <p><u>(取締役の報酬等)</u><br/> <u>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                   |
| (相談役及び顧問)<br><br><u>第26条 当会社は必要に応じ相談役及び顧問若干名を置く。</u><br><br><u>その選任及び報酬その他は取締役会でこれを定める。</u>                               | <p><u>(相談役および顧問)</u><br/> <u>第31条 当会社は、必要に応じ相談役および顧問を若干名置く。</u><br/> <u>2 相談役および顧問の選任および報酬その他のこと項は、取締役会でこれを定める。</u></p>                                             |
| 第 5 章 監査役及び監査役会                                                                                                           | 第 5 章 監査役および監査役会                                                                                                                                                    |
| (監査役の員数)<br><br><u>第27条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</u>                                                                             | <p><u>(監査役の員数)</u><br/> <u>第32条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>                                                                                                          |
| (監査役の選任)<br><br><u>第28条 監査役は株主総会においてこれを選任する。</u><br><br><u>監査役の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> | <p><u>(監査役の選任)</u><br/> <u>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</u><br/> <u>2 監査役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                        |
| (監査役の任期)<br><br><u>第29条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br><br><u>補欠のため選任された監査役の任期は退任者の任期満了すべき時までとする。</u> | <p><u>(監査役の任期)</u><br/> <u>第34条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p> |
| (新設)                                                                                                                      | <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> <u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (監査役会の招集)<br>第30条 監査役会は監査役がこれを招集し、会日の3日前までに各監査役に <u>これを通知する。但し緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。</u> | (監査役会の招集通知)<br>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。        |
| (監査役会の決議)<br>第31条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって <u>これを行</u> う。                        | (監査役会の決議)<br>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                                                  |
| (新設)                                                                                        | (監査役会議事録)<br>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。                                     |
| (新設)                                                                                        | (監査役会規則)<br>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。                                                                              |
| (監査役の報酬)<br>第32条 監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会で定める。                                                    | (監査役の報酬等)<br>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                  |
| (新設)                                                                                        | <u>第6章 会計監査人</u>                                                                                                                            |
| (新設)                                                                                        | (会計監査人の選任)<br>第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。                                                                                                     |
| (新設)                                                                                        | (会計監査人の任期)<br>第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。<br>2 前項の定期株主総会において別段の決議がなされないときは、会計監査人は、当該定期株主総会において再任されたものとみなす。 |
| 第6章 計 算                                                                                     | 第7章 計 算                                                                                                                                     |
| (営業年度及び決算期)<br>第33条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。                           | (事業年度)<br>第43条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                            | 変 更 案                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (利益配当金)<br>第34条 利益配当金は、毎決算期における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。                                                     | (期末配当)<br>第44条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、期末配当を行う。                            |
| (中間配当)<br>第35条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録質権者に対し、中間配当（商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。）をすることができる。 | (中間配当)<br>第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、中間配当を行うことができる。          |
| (利益配当金等の除斥期間)<br>第36条 利益配当金又は中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。<br>未払の利益配当金及び中間配当金に対しては利息をつけない。  | (剰余金の配当の除斥期間等)<br>第46条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。<br>2 未払の配当金に対しては利息をつけない。 |
| 以 上                                                                                                                | 以 上                                                                                                |

### 第3号議案 取締役13名選任の件

取締役岩田聰、森仁洋、波多野信治、竹田玄洋、宮本茂、永井信夫、松本匡治、鈴木英一、河原和雄、君島達己、太田孝雄、竹村薫、吉田康二の13氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしましたく、その候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 岩田 聰<br>(昭和34年12月6日生)    | 平成12年6月 当社取締役就任（現在）<br>経営企画室長<br>平成14年5月 取締役社長就任（現在）<br>代表取締役就任（現在）                                                                                 | 4,300株     |
| 2     | 森 仁 洋<br>(昭和20年1月17日生)   | 昭和44年3月 当社入社<br>昭和57年7月 経理部長<br>平成7年6月 取締役就任（現在）<br>経理本部長<br>平成12年6月 常務取締役就任<br>代表取締役就任（現在）<br>経営統括本部長（現在）<br>平成14年5月 専務取締役就任（現在）                   | 1,000株     |
| 3     | 波多野 信 治<br>(昭和17年4月14日生) | 昭和47年10月 当社入社<br>平成6年5月 業務本部長<br>平成8年6月 取締役就任（現在）<br>平成14年5月 専務取締役就任（現在）<br>代表取締役就任（現在）<br>平成16年2月 営業本部長（現在）                                        | 1,000株     |
| 4     | 竹田 玄 洋<br>(昭和24年3月7日生)   | 昭和47年7月 当社入社<br>昭和55年12月 製造本部開発第3部長<br>平成12年6月 取締役就任（現在）<br>総合開発本部長（現在）<br>平成14年5月 専務取締役就任（現在）<br>代表取締役就任（現在）                                       | 200株       |
| 5     | 宮 本 茂<br>(昭和27年11月16日生)  | 昭和52年4月 当社入社<br>平成8年2月 情報開発本部情報開発部長<br>平成12年6月 取締役就任（現在）<br>情報開発本部長（現在）<br>平成14年5月 専務取締役就任（現在）<br>代表取締役就任（現在）                                       | 100株       |
| 6     | 永 井 信 夫<br>(昭和20年3月21日生) | 昭和42年3月 当社入社<br>平成4年4月 製造本部宇治工場資材第1部長<br>平成12年6月 取締役就任（現在）<br>製造本部長<br>平成14年5月 常務取締役就任<br>平成16年3月 開発技術本部長（現在）<br>平成16年6月 専務取締役就任（現在）<br>代表取締役就任（現在） | 1,100株     |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)            | 略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7     | 松本 匠治<br>(昭和17年6月9日生)   | 平成6年5月 当社入社、管理本部長（現在）兼 財務部長（現在）<br>平成6年6月 取締役就任（現在）<br>平成14年5月 常務取締役就任（現在）<br>平成17年10月 総務本部担当                                                                                                             | 1,000株     |
| 8     | 鈴木 英一<br>(昭和25年1月25日生)  | 平成13年12月 当社入社、常任顧問<br>平成14年5月 総務本部長<br>平成14年6月 取締役就任（現在）<br>常務取締役就任（現在）<br>平成17年7月 新事業推進室担当（現在）<br>平成17年10月 海外本部長（現在）                                                                                     | 1,000株     |
| 9     | 河原 和雄<br>(昭和16年7月20日生)  | 昭和39年3月 当社入社<br>昭和58年11月 営業本部東京支店管理部長（現在）<br>平成12年6月 営業本部東京支店長（現在）<br>平成13年6月 取締役就任（現在）                                                                                                                   | 1,200株     |
| 10    | 君島 達己<br>(昭和25年4月21日生)  | 平成12年12月 株式会社ポケモン代表取締役就任<br>平成14年1月 Nintendo of America Inc.取締役社長就任<br>平成14年6月 当社取締役就任（現在）<br>平成18年5月 Nintendo of America Inc.取締役会長（CEO）<br>就任（現在）<br>[他の法人等の代表状況]<br>Nintendo of America Inc. 取締役会長（CEO） | 200株       |
| 11    | 太田 孝雄<br>(昭和20年9月18日生)  | 昭和44年3月 当社入社<br>平成8年5月 宇治工場生産管理部長<br>平成16年3月 製造本部長（現在）兼 資材部長<br>平成17年6月 取締役就任（現在）                                                                                                                         | 2,079株     |
| 12    | 竹村 薫<br>(昭和21年1月11日生)   | 昭和48年6月 当社入社<br>平成10年7月 人事部長（現在）<br>平成17年6月 取締役就任（現在）<br>人事本部長（現在）                                                                                                                                        | 1,036株     |
| 13    | 吉田 康二<br>(昭和28年11月27日生) | 平成12年5月 当社入社、総務部長代理<br>平成14年1月 総務部長（現在）<br>平成17年10月 総務本部長（現在）<br>平成18年6月 取締役就任（現在）                                                                                                                        | 100株       |

(注) 上記13名の候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役中路一郎、山田勝夫、水谷直樹の3氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしましたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 中路一郎<br>(昭和16年1月29日生)  | 昭和40年10月 当社入社<br>平成2年9月 営業本部大阪支店長<br>平成15年6月 常勤監査役就任（現在）                                                                             | 200株       |
| 2     | 山田勝夫<br>(昭和18年11月1日生)  | 昭和54年4月 税理士登録<br>山田勝夫税理士事務所開設<br>平成14年4月 四条会計税理士法人設立<br>同法人代表社員就任（現在）<br>平成15年6月 当社監査役就任（現在）<br>[他の法人等の代表状況]<br>四条会計税理士法人 代表社員       | 0株         |
| 3     | 水谷直樹<br>(昭和25年12月22日生) | 昭和54年4月 弁護士登録<br>平成元年5月 弁理士登録<br>平成元年6月 水谷法律特許事務所開設<br>平成15年4月 東京工業大学大学院客員教授（現在）<br>平成15年6月 当社監査役就任（現在）<br>平成16年4月 専修大学法科大学院客員教授（現在） | 0株         |

- (注) 1. 上記3名の候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 山田勝夫および水谷直樹の両氏は、社外監査役候補者であります。  
 3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 山田勝夫氏は、企業税務に精通し、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- (2) 水谷直樹氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士・弁理士として当社の事業にも関わる深い知的財産権分野に関する企業法務の実務に長年にわたり携わっていることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しており、また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

## 第5号議案 会計監査人選任の件

当社は、会社法第346条第4項および第6項に基づく一時会計監査人として、山口監査法人およびみすず監査法人を選任し、現在に至っております。つきましては、新たに会計監査人として、京都監査法人の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社といたしましては、会計監査の継続性を確保するため、当社の業務内容および会計方針に精通し、当社に対して従来から適正かつ厳格な監査業務を行っているみすず監査法人京都事務所の公認会計士が移籍する京都監査法人が当社の会計監査人として適任であると考えております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 名 称         | 京都監査法人              |
| 主たる事務所の所在場所 | 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 |
| 沿 革         | 平成19年3月 設立          |

## 第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、平成18年6月29日開催の第66期定時株主総会において、賞与も含めて一本化して年額8億円以内とのご承認をいただいております。

今般、当社グループの高い成長性の実現による業容拡大およびこれに伴う取締役の責務の増大等、諸般の事情を勘案するとともに、取締役の業績向上に対するインセンティブを一層高めるため、取締役の報酬額を固定報酬枠と業績連動型の変動報酬枠に区分してご承認いただきたいと存じます。

具体的には、年額5億円以内の固定報酬枠と当該事業年度の連結営業利益の0.2%以内の業績連動型の変動報酬枠といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用者兼務取締役の使用者分給とは含まないものといたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第3号議案が原案どおり承認可決されると13名となります。

以 上

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権の行使につきましては、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を操作端末として用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となります。今回ご案内するパスワードは、原則として本株主総会に関してのみ有効です。

インターネットにより議決権を行使される場合は、株主総会前日の平成19年6月27日（水曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットにより複数回、議決権の行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

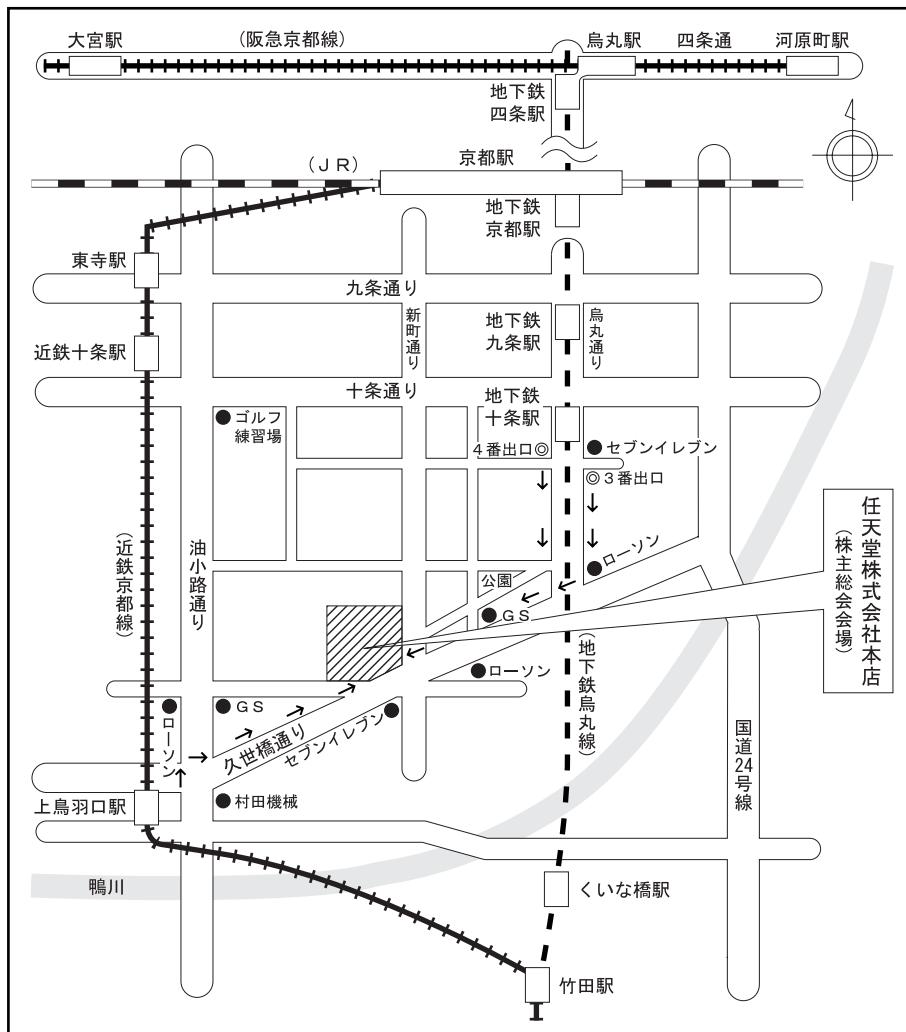
議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

フリーダイヤル0120(65)2031 受付時間 土日休日を除く午前9時～午後9時

## (株主総会会場ご案内図)



京都市営地下鉄烏丸線十条駅出口 3・4番より

徒歩約 7 分

近鉄京都線上鳥羽口駅より

徒歩約 7 分

JR 京都駅八条口より

タクシー約 5 ~ 10分